

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業用地検討業務委託

仕様書（一部抜粋）

第1章 総則

第1節 一般事項

第1項 本業務の目的

印西市、白井市及び栄町（以下「関係市町」という。）で構成する印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）では、昭和61年に稼働開始した現中間処理施設の老朽化に伴い、次期中間処理施設（熱回収施設及びリサイクルセンター施設）の整備事業を進めている。

施設の位置については、関係市町の総合的なまちづくりの観点及び将来構想に合致又は配慮することはもとより、積極的な情報公開や、検討過程における民意の反映等、透明性及び公平性が強く求められる。

そこで、新たな事業用地の検討を行うにあたり、組合の附属機関として、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する運びとなった。

本業務は、検討委員会に関係する各事務を技術的及び専門的な分野で支援し、検討委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 業務内容

第1節 業務数量

第1項 業務数量

業務数量は次に掲げるとおりとする。

- （1）資料の収集及び調査

一式

(2) 概略スケジュール（案）の精査	一式
(3) 検討委員会の開催	7回
(4) 先進地の視察	1回
(5) 比較対象地の視察	2回
(6) パブリックコメント回答書の作成	2回
(7) 答申書の作成	2回
(8) 住民説明会の開催	2回

第2節 業務内容

第1項 資料の収集及び調査

本業務の遂行上において必要となる資料の収集及び調査を行う。

ただし、組合が所有し本業務に利用できる資料は、受託者が貸与品リストを組合に提出した後、業務完了までの間、当該資料を貸与する。

第2項 概略スケジュール（案）の精査

「別紙資料2」として添付する概略スケジュール（案）の精査をコンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

第3項 検討委員会の開催

検討委員会の開催にあたり、次に掲げる業務を行う。

(1) 検討委員会資料の作成

検討委員会の開催にあたり、検討委員会委員の意見及びパブリックコメント等を的確に反映した検討委員会資料の作成に関し、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

なお、検討委員会資料として求められる主要な検討項目は、次に掲げるとおり。

- ①次期中間処理施設の整備に適した用地の条件
- ②比較対象地の比較評価項目
- ③比較対象地の比較評価基準
- ④比較評価項目毎の配点
- ⑤事業用地の募集方法
- ⑥比較対象地の比較評価

(比較対象地の比較評価において必要となる用地取得費用、次期中間処理施設整備費用、アクセス道路等を含むインフラ整備費用、地元対策事業費用及び収集運搬費用等における概算費用の算出を含む)

- ⑦その他検討委員会において調査及び精査が必要とされた事項

(2) 検討委員会の出席

検討委員会に出席し、検討委員会資料の説明及び質疑応答に関し、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

第4項 先進地の視察

検討委員会委員による先進地の視察に同行し、質疑応答に関し、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

第5項 比較対象地の視察

検討委員会委員による比較対象地の視察に同行し、用地の概要説明及び質疑応答に関し、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

第6項 パブリックコメント回答書の作成

パブリックコメント回答書の作成に関し、検討委員会における意見を踏まえ、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

なお、パブリックコメントは、本節第3項(1)①～⑤に対する中間募集と、同⑥に対する最終募集の計2回を予定する。

第7項 答申書の作成

検討委員会が組合の管理者へ提出する答申書の作成に関し、検討委員会における意見を踏まえ、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

なお、答申は、本節第3項(1)①～⑤に対する中間答申と、同⑥に対する最終答申の計2回を予定する。

第8項 住民説明会の開催

住民説明会の開催にあたり、次に掲げる業務を行う。

なお、住民説明会の対象は、関係市町の全住民とし、本節第3項(1)①～⑤に対する説明会と、同⑥に対する説明会の計2回を予定する。

(1) 住民説明会資料の作成

検討委員会資料を基礎とした簡明な住民説明会資料の作成に関し、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。

(2) 住民説明会の出席

住民説明会に出席し、住民説明会資料の説明及び質疑応答に関し、コンサルタントとして専門的及び技術的な分野で支援する。